

前橋市指定障害福祉サービス事業等運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づく指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設の事業(以下「指定障害福祉サービス等」という。)の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)、前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第49号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)、前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第50号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。)及び前橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成21年市規則第38号。以下「規則」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(指定障害福祉サービス等の指定申請)

第2条 指定障害福祉サービス等の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、あらかじめ指定申請書類の内容確認を受けなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス等の指定を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、前項に規定する内容確認を受けた上で、指定を受けようとする日が属する月の前月10日までに指定申請書類を提出しなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス等の更新を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、第1項に規定する内容確認を受けた上で、指定有効期間満了日が属する月の10日までに指定申請書類を提出しなければならない。
- 4 指定障害福祉サービス等の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受けなければならない。
- 5 共同生活援助事業の指定を受けようとする者は、前項に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 入居予定状況(別記様式第1号)
 - (2) 共同生活住居の用に供する建物の所有権を証する書類又は賃貸借契約書(写)
 - (3) 入居予定者が負担する家賃の積算が明らかになる書類

(共同生活援助事業の変更届出等)

第3条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居等の入居定員又は住居の数を

変更するときは、前月 10 日までに、規則第 20 条の 13 第 1 項に規定する変更届出書等により届け出なければならない。

(居宅介護等事業所の職員状況の報告)

第 4 条 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者は、毎年 11 月 1 日現在の事業所の職員状況について、「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第 2 号)により、12 月 1 日までに報告しなければならない。

(日中活動系事業所の現員状況の報告)

第 5 条 指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A 型、B 型）事業者は、毎年 2 月、5 月及び 10 月の各 1 日現在の事業所の利用状況について、市長が別途指定する方法により、当該月の 15 日までに報告しなければならない。

2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事から求めがあった場合には、群馬県知事に報告するものとする。

(共同生活援助事業所の現員状況の報告)

第 6 条 指定共同生活援助事業者は、毎月 1 日現在の事業所の利用状況について、市長が別途指定する方法により毎月 10 日までに報告しなければならない。

2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事から求めがあった場合には、群馬県知事に報告するものとする。

(施設外就労の届出等)

第 7 条 施設外就労を行った指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A 型、B 型）事業者は、市長及び支給決定をした市町村長から求めがあった場合には、当該施設外就労の実施状況を市長及び支給決定をした市町村長に「施設外就労実施報告書」(別記様式第 6 号)により報告しなければならない。

(事故の報告)

第 8 条 指定障害福祉サービス基準条例第 41 条（第 44 条、44 条の 4、49 条、第 78 条、第 95 条、95 条の 5、第 110 条、110 条の 4、第 123 条、第 149 条、149 条の 5、第 159 条、159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、194 条、194 条の 12、194 条の 20、第 201 条、201 条の 11、201 条の 22 及び第 210 条において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第 59 条に規定する利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。

(契約内容の報告)

第9条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設は、指定障害福祉サービス基準条例第11条（第44条、44条の4、49条、第54条、第95条、95条の5、第123条、第149条、149条の5、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20及び第210条において準用する場合を含む。）、第104条（第110条の4において準用する場合を含む。）及び第198条の3（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第12条に規定する指定障害福祉サービス等の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第8号）により、延滞なく報告しなければならない。ただし、当該市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができるものとする。

(災害被害の報告)

第10条 指定療養介護事業者、指定短期入所事業者、指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設は、厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日通知、令和6年1月6日改正）に基づき、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。

- (1) 被害報告の第一報として、災害時情報共有システム又は「災害被害報告（速報）」（別記様式第9号）により、速やかに報告しなければならない。
 - (2) 前号の報告後、災害時情報共有システム又は「災害被害報告（詳細）」（別記様式第10号）により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。
 - (3) 市長は、前各号の報告を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- 2 前項に規定する事業者以外の指定障害福祉サービス事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、前項第1号及び第2号のとおり報告しなければならない。

(日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営に関する報告等)

第11条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、年に1回以上、前橋市自立支援協議会設置要綱（平成25年4月1日施行）第1条に規定する前橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事業の実施状況等を説明及び報告し、当該協議会による評価、必要な要望、助言等（以下、「評価等」という。）を聽かなければならない。ただし、協議会が認めるときは、書面により評価等を行うことができるものとする。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、市長が別途定める日までに、実施状況等報告書（別記様式第11号）を協議会へ提出しなければならない。
- 3 協議会は、前項の報告を受け、実施状況等報告に対する評価書（別記様式第

12号)により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に対する評価等を行うものとする。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該評価等を尊重し、当該事業の質の向上に努めなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前三項の報告及び評価等の記録を整備し、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(他法令の遵守)

第12条 指定障害福祉サービス等事業者は、事業を実施するにあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 前橋市暴力団排除条例
- (6) その他事業を行うにあたり関係する法令

2 指定障害福祉サービス等(指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を除く。)の指定を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、前項各号に掲げる法令の遵守を、関係法令遵守確認書(別記様式第13号)を提出することにより、表明しなければならない。

3 市長は、前項の提出により法令の遵守を確認できないときは、指定障害福祉サービス等(指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を除く。)の指定を受けようとする者に対して、誓約書(別記様式第14号)を提出させるものとする。

4 指定障害福祉サービス等の指定を受けようとする者は、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定申請に当たり、前橋市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書(同要綱様式第1号)を提出しなければならない。

(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出)

第13条 指定障害福祉サービス等事業者が、法に基づく事業の体制及び加算に係る届出をしようとするときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成18年10月31日障発第1031001号)に基づき、行うものとする。

2 指定障害福祉サービス等事業者は、前項の届出のうち報酬単位が減少する届出については、前項の規定にかかわらず、事実が発生した日から1か月以内に届出を行うものとする。

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前橋市障害福祉サービス事業等運営要領及び前橋市共同生活援助事業運営要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

- 2 改正後の第13条第2項の規定は、令和5年10月1日以後に算定される報酬について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。